

秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会設置要綱

平成22年5月10日
市長決裁

(設置)

第1条 エイジフレンドリーシティ構想（以下「構想」という。）の推進に向け、市民や関係団体より幅広い意見や提言を受け、市の施策のあり方の検討や市民福祉の向上を目的として、エイジフレンドリーシティ構想推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項を協議し、市長に提言書を提出するものとする。

- (1) 構想の推進のための重点目標に関すること。
- (2) 構想の推進のために行政として取り組むべき事項に関することおよびその取組時期に関すること。
- (3) 構想の推進のために実施するアンケート調査に関すること。
- (4) 市長への提言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、構想の推進に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 市民団体又は福祉団体の代表者
- (3) 学識経験者又は有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 推進協議会に、会長および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、必要に応じて協議会を招集する。

4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 会長および副会長の任期は、委員としての任期による。

(会議)

第6条 推進協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務局を、秋田市福祉保健部長寿福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

(推進協議会の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に招集される推進協議会の会議および第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に招集される推進協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。